

組合員（会員）になると…

新しく組合員（会員）になると、組合員証が交付されます。組合員証は組合員の資格を証明するもので、病気などで医療機関の窓口で提示すれば、保険診療を受けることができます。

また、共済組合は組合員の掛金と地方公共団体からの負担金を財源として各種事業を行っており、皆さまの給与等から掛金（保険料）が差し引かれます。

◆組合員証（保険証）が交付されます。



【組合員証】

◆掛金（保険料）を納めてもらいます。

掛金は、毎月の給料と賞与から控除されます。



◆各種給付が受けられます。

共済組合（互助会）は、組合員が助け合って、相互の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的につくられた団体であり、組合員になると、以下の事業の給付を受けたり、事業を利用したりすることができます。

【事業概要一覧】

事業	事業概要
短期給付事業 (健康保険に関する事業)	組合員とその家族の病気やケガ、出産、死亡、休業又は災害に対して必要な給付を行います。 ◆保健給付（療養の給付、高額療養費、出産費など） ◆休業給付（育児休業手当金、傷病手当金など） ◆災害給付（弔慰金、災害見舞金） ◆附加給付（一部負担金払戻金、家族療養費附加金など）
長期給付事業 (年金に関する事業) ※短期組合員は適用外	被保険者（組合員）の老齢、退職、障害又は死亡に対して、厚生年金又は一時金等の給付を行います。 ◆老齢厚生年金 ◆退職等年金給付 ◆障害給付（障害厚生年金） ◆遺族給付（遺族厚生年金）
福祉事業 (福利厚生に関する事業)	組合員とその家族の健康維持・管理及び増進を図ることを目的とした保健事業、組合員に対する貸付事業、保養所の運営などを行っています。身近な事業となりますので、積極的にご活用ください。 ◆保健事業（各種健診、健康教室、運動セミナーなど） ◆貯金事業

	<p>◆貸付・物資事業（住宅貸付、自動車購入など）</p> <p>※ 再任用職員又は会計年度任用職員等、任期の定めのある職員の方についても貸付・物資事業の利用ができますが、償還期間は、任期の定める月の範囲内となります。</p> <p>◆福祉年金事業（遺族附加年金事業・積立年金事業）</p> <p>※ 短期組合員の方は、長期（年金）給付事業の適用外のため、福祉年金事業の新規加入はできません。</p> <p>◆宿泊事業（うしお荘、むつみ荘）</p>
<p>互助会事業 (共済組合の補完事業)</p>	<p>共済組合の事業をより充実・補完するための事業として、疾病予防薬品等の購入や各種検診への助成を行います。</p> <p>◆医療給付事業（一部負担金補助金、家族療養補助金）</p> <p>◆ライフアップ事業（金融商品講座など）</p> <p>◆安心生活支援事業（結婚祝金、入学祝金などの慶弔給付）</p> <p>◆健康生活支援事業（薬品等購入助成など）</p> <p>◆健康推進事業（各種ドック助成など）</p>

※共済組合の事業への各種届出や手続は、所属所（勤務先）の総務課などの共済組合事務担当課を通じて行います。